

台湾、人権、自決

——個人的体験をとおして——

安藤 仁 介

I はじめに

私は今回、「国際人権保障体制確立への国際法的歴史的アプローチ」と題する日台ワークショップ（2008年1月11日、広島大学で開催）において、講演する機会をえた。当初、私に与えられた演題は「国際人権保障の展開と規約人権委員会」であり、それはおそらく私が「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に基づく人権委員会（Human Rights Committee）の委員を20年のあいだ務めたからであろう。ただし現在、台湾の人びとにとって喫緊の課題は、大陸中国との関係における自らのアイデンティティを確認することであり、このワークショップにおける私の役割は、アイデンティティを確認する一つの手がかりとして、国際人権保障が持ちうる意義を明らかにすることであろうと思われる。そこで、私の演題をより具体化・特定化して「台湾、人権、自決」と改め、それに「——個人的体験をとおして——」という副題を付けることをお許しいただきたい。

実は、私が台湾をはじめて訪れたのは1968年のことで、それから40年が経ち、台湾内部の状況も外部世界の状況もすっかり変わった。今でも私の印象に強く残っているのは、1968年に台湾へ着いたとき空港で手荷物を徹底的に調べられたことである。私は自分の靴を湿気から防ぐために日本の新聞紙でくるんでいたのだが、その新聞紙は

すっかり税関検査で没収された。おそらく、当時の台湾当局が外部から情報が入ることを極度に警戒していたせいである。その後も台湾の知人・友人の招きで何度か台湾を訪れた。戒嚴令が布かれ国民党以外の政治活動が禁止されていた時期に、自分たちの主張を非合法的にしか開陳できない人達に会ったこともある。また、戒嚴令が解かれ、李登輝の指導下に台湾の自由化・民主化が徐々に進んで行く過程で、人権の国際的保障について講演したり、日本の裁判所へ私が専門意見を提出した光華寮事件の話をしたりもした。

いずれにせよ、人権の問題にかかわる台湾の課題を明らかにするためには、台湾の歴史をできるかぎり客観的に跡づけることが必要である。以下では、台湾の歴史をいくつかの時期に区切って振り返り、次いで第二次世界大戦後に日本の政府承認政策変更後の台湾と日本の関係を分析し、最後に人権問題を含む台湾の課題について検討する順序を選びたい。

II 台湾の歴史

II-1 清朝まで (19世紀)

「台湾」につながる得る記述としては、3世紀三国時代の歴史書に「夷洲 (Yihou)」、7世紀の隋書に2代煬帝の東夷 (East Yi) または「流求 (Liouciou)」討伐、などの言及があることが、19世紀に西欧の学者によって指摘されていた。しかし、最近の研究により、これらは否定され、12-13世紀に南宋の史書に出てくる Liouciou も隋書から引用されたものに過ぎないことが明らかになっている。むしろ蒙古族の元朝の海外進攻に関連して、「島夷誌略 (A Brief

Record of the Island Barbarians)」のなかで「澎湖 (the Penghu Archipelago)」の名称が現れ、続いて言及される Liouciou が台湾を指すものと考えられる。ただし、澎湖諸島は大陸により近く、すぐれた漁場でもあったので、対岸の福建・広東地方の漁民のなかには移住する者も見られ、元朝は監察吏を派遣することもあったが、台湾本島を支配するには至らなかった。この状況は14世紀以降明朝に持ち越され、とくに海賊や密輸の対策として、澎湖諸島に軍隊が派遣されることもあったが、いずれも短期間かつ断続的でしかなかった。もともと、15世紀初頭から30年に及ぶ鄭和の南海遠征軍は、台南に寄港したとの記録が残されている。

同じ頃、スペインと世界の海を二分して東進してきたポルトガル人が海上から台湾島を展望し、Ilha Formosa (うるわしのしま、美麗島) と呼んだのが、欧米語 Formosa の語源といわれている。このようにポルトガルは西欧の台湾進出の先駆けとなったが、1624年にはオランダ東インド会社が中国・日本との通商基地として台南一帯を占拠して築城し、これに対抗してスペインが北部の淡水や基隆に城を築いた。両国間の争いは1644年には台湾の独占を狙うオランダの勝利に終わる。しかしながら、同年に明朝は満州族の清朝に滅ぼされ、その再興を図る鄭成功が1661年には大軍を率いて台湾に上陸し、オランダ人を駆逐して台南地域を中心に南部の開拓に着手した。かれは対岸の福建省から移民を誘致するとともに、戦時には兵となる農民の育成に努めた。だが、鄭氏の台湾支配は短命で、かれの死後、1683年には台湾は清朝の領域に組み入れられた。

清朝の統治下に台湾の開拓はさらに進められ、福建省、広東省からの移民も増加し、17世紀末には中部、18世紀には北部も開拓され、1885年には福建省から分離独立して「台湾省」(澎湖諸島を含む)となるに至った。けれども、19世紀末の日清戦争の結果、下関条約により、台湾は清国から日本へ割譲されたのである。

Ⅱ—2 日本の統治時代 (1895～1945)

台湾に対する日本の支配は、いわゆる直接統治方式をとった。すなわち、総督を頂点とする官僚機構の官吏や郡長、市長はすべて日本人が任命され、台湾銀行のような主要な金融機関の行員も、ほとんど日本人であった。日本の支配に対しては、当初から漢族系官・民の激しい武力抵抗が見られ、これを日本側はアメとムチの政策をとおして厳しく弾圧した。日本の支配はまた、分割統治の形態をとり、住民の戸籍に種族欄を設けて、内地人(日本人)、本島人(福建人、広東人、先住民)、熟蕃人・生蕃人、支那人(中国国籍の漢人)と記入させるなど、*divide and rule* 政策もとられた。漢族系の武装抗日運動は1915年の大弾圧により一応終息したが、地下運動の形態による中国復帰・植民地解放運動は第二次大戦の終了まで継続した、といわれる。他方、大戦中も住民の皇民化運動は強化され、種族の区別なく戦争に駆り立てられた。

経済についても、日本中心の政策がとられた。すなわち、台湾から日本に対して米、砂糖、茶、バナナ、シヨウノウ、塩や工業用原料の輸出が求められ、とくに米と砂糖の生産が奨励された。灌漑用施設や輸送手段もその目的に沿って開発されたのである。

このように、日本の台湾統治は植民地支配の枠を免れなかったが、それが台湾の近代化に与えた影響は決して小さくはなかった。すなわち、関税制度や通貨の統一、土地の測量と土地改革、住民登録制度などを含むインフラ・ストウラクチャーの整備、初等・中等教育の普及と日本人向け高等教育の導入、農業技術の改良、台湾の南北や北東部を繋ぐ鉄道・道路の建設、郵便・電信・電話施設の開設、発電所の開発・整備、それに伴う繊維・セメントなど軽工業のちには重工業の開発、近代的法制度の導入、地方行政制度の整備と勅選・民選で構成する地方協議会の設置、纏足禁止・短髪

奨励や公共衛生制度・標準時の導入による社会の近代化など、従前に見られなかった変革がもたらされたのである。

Ⅱ-3 国民党の独裁政治

第二次世界大戦における日本の敗戦とポツダム宣言の受諾により、日本の領域は本州・北海道・四国・九州と周辺の小諸島に限定され、またカイロ宣言に従い台湾・澎湖諸島などを「中華民国」に返還することになった。カイロ宣言は1943年当時、蒋介石が中国を代表する資格で参加した文書である。しかし、日本という共通の敵が無くなった中国大陆では、蒋介石傘下の国民党軍と毛沢東の率いる共産党軍との内戦が再発したが、戦闘は後者の優位に展開し、前者は台湾・澎湖諸島地域に追い落とされた。かくして1949年10月、北京における中華人民共和国政府（北京政府）の樹立宣言に並行して、中華民国政府（台北政府）は首都の台北移転を発表することになった。

台湾では、数世代に亘る漢族を中心とした居住民を内省人、第二次大戦以後に大陸から逃れてきた国民党関係者とその子孫を外省人、と呼んで区別する。そして、大戦末期以降台湾に入ってきた外省人の横暴に対する内省人の憤り・不満は、1947年2月27日夕刻に閩タバコ摘発中の公務員と警察官が一女性に暴行・傷害を加えた事件を契機として、瞬く間に台湾全土に広がり、激しい自治拡大の要求が高まった。この二・二八蜂起は軍隊も出動する大弾圧により鎮圧されたが、土着の知識層や指導者に5、000人以上の死者を含む多数の犠牲が出たといわれる。

いずれにせよ、蒋介石とその側近を中核とする国民党政権は、1946年に国民党が一方的に開いた制憲会議で“中華民国憲法”を採択し、国民大会を政権行使の最高機関と定めた。また翌47年、同様に国民党が一方的に実施した第一回選挙で国民大会の代表を選出し、若干の補充を除くほか、ごく最近に至るまで、改選はまったく行われなかった。最

高機関の頂点には、国民大会が選出する総統が位置するが、1950年から75年の死去まで蒋介石が、78年から88年の死去まで息子の蔣経国が、それぞれ就任した。立法機関としては立法院があるが、国民大会と同様、改選がまったく行われず、終身議員的な状況が長期にわたり継続した。

こうした国民党独裁政権の元で、台湾の政治的自由は圧殺された。二・二八事件の再来を怖れる国民党政府は、戒厳令を布いて憲法を停止し、国民党以外の政党活動を認めなかった。反政府派は徹底的に弾圧され、弾圧を逃れてアメリカ・カナダなど海外へ移住した人も少なくない。また、美麗島事件に象徴されるような政治的冤罪事件も発生した。多くの内省人の目には、日本の植民地支配からかれらを解放するはずであった国民党に代表される外省人の統治は、逆に、植民地支配者よりもより苛酷な圧政と映ったのである。台東の沖合に浮かぶ緑島(グリーン・アイランド)の平和公園は、国民党独裁期の政治犯収容施設を反面教師として活用した観光所になっている。

国民党支配は、さらに二つの問題を生じた。その一つは、“大陸反抗”のスローガンであり、もう一つは“漢文化の優越性”である。前者は、毛沢東の共産党軍に敗れた蒋介石の悲願であった。中国本土の武力による統一を目指していた蒋介石にとって、台湾はいつか本土復帰を試みるための一時的軍事基地でしかなかった。その意味で、台湾の民生安定や経済開発はいわば手段であり、目的ではなかった。また、既存の台湾文化は一段下位の存在であり、本土の漢文化に即して変えられ高められるべき存在であった。つまり本省人の意識には、台湾的なものとの一体化ははじめから存在しなかったのである。

台湾の国際関係にとって、この時期のきわめて重要な出来事に、国際連合における中国代表権の交替が挙げられる。周知のとおり、国連憲章の起草時から国連活動に中国を代表して参加してきたのは、中華民国政府(台北政府)であった。そのため1949年末、北京に中華人民共和国政府(北京政府)の樹立が宣言されると周恩来首相は直ちに

国際連合に連絡し、前者に替わって後者が国際連合で中国の代表権を行使するためには、どのような手続きをとるべきかを問い合わせた。これに対して1950年の国連総会決議は、憲章の目的・原則と個々の場合の事情に応じて処理すべきことを確認した。しかし、国連軍が派遣された朝鮮戦争に関連して人民共和国政府が侵略者と認定された事実や東西冷戦の激化を反映して、以後20年のあいだ中国代表権は変更されなかった。もともと、この間、人民共和国政府の国際社会に対する影響力の拡大を背景に、中国政府承認を台北政府から北京政府へ切り替える国家が次第に増え、かつ米国大統領の突然の北京訪問もあって、1971年には国際連合における中国代表権を中華民国政府から中華人民共和国政府へ切り替える総会決議が成立した。中華民国はこの決議の採択に先立って、国際連合からの脱退を宣言し、その後は国際社会で孤立を深めて行く。もともと、Ⅲ―3 で見るように、それは台湾が国際社会で他国とあらゆる関係を断つことではなかった点に、注目しなければならない。

Ⅱ―4 李登輝の改革

蔣経国・総統のもとで副総統を務めたのは、本省人である李登輝であった。まず、1987年に、38年間続いた戒厳令が解除された。翌88年には蔣経国が死去し、李登輝が総統の地位に就いた。そしてかれの指導下に、その後12年にわたる台湾民主化の取り組みが始まったのである。

1991年には、“大陸反抗”の法的根拠であった憲法の臨時条項が廃止され、台湾は中華人民共和国の存在を認めることになった。同時に、中華民国の統治の範囲が台湾、澎湖諸島、金門・馬祖両島に限定された。同年から翌92年にかけて、国民大会と立法院が全面的に改革され、住民の直接選挙により議員が選ばれることになった。さらに1

996年には、総統その人が台湾住民の直接投票により選出された。これらの改革は、六度の憲法改正を経て、住民の自由かつ自主的な意思表示により、成し遂げられたものであり、台湾に政治的自由と民主主義を根付かせる法的基礎を提供するものであった。

李登輝に続いて、総統に選出されたのは、独立志向の強い民進党を代表する陳水扁であり、2期8年におよぶかれの任期中に、台湾の政治と社会の自由化・民主化はさらに進められた。また、李登輝以来の科学・技術開発の恩恵を受けて、台湾は目覚ましい経済的發展を遂げつつある。

他方、中華人民共和国は建国以来、台湾が中国の不可分の一部である、との主張をとり続けており、世界の各国が中国の政府承認を台北政府から北京政府へ切り替える機会を捉えて、国際社会に自らの主張を受け容れさせようと努めてきた。また、中国本土の経済の自由化促進による経済發展の影響を台湾に広げ、台湾から本土向け投資の奨励を通じて台湾経済の大陸依存度を高め、その取り込みを図ってきている。

Ⅱ-5 馬英九の総統就任と政策

こうした情勢のなか、2008年春の総統選挙で、民進党の謝候補を破り、馬英九・国民党候補が選出された。国民党は総統選挙に先立つ立法院議員選挙でも勝利を収めており、両選挙の結果に見るかぎり、住民の多数は大陸中国とより融和的な国民党の政策を選んだように思われる。

もっとも、国民党の政策も蒋介石親子の時代とは大きく変化している。第一に、“大陸反抗”はもはや国民党も唱えていない。第二に、李登輝に続く民進党の政権運営をとおして、台湾住民の政治的意識も大きく様変わりしている

ように見受けられ、国民党もそのことを無視もしくは軽視できなくなっている。馬英九自身も、対中国大陸政策として「無の三原則」を掲げている。すなわち、台湾の独立は無い、武力の行使は無い、大陸による台湾の併合は無い、の三無がそれである。これは、ある意味で、現状維持の政策とも考えられるが、いずれの政策の具体化も台湾住民の意思を踏まえることが肝要であろう。

Ⅲ 日本との関係

ここで台湾と日本との関係について検討するが、日本の統治時代（1895～1945）については先に触れたので、以下では、第二次世界大戦における日本の敗北、対日平和条約と日華平和条約の締結、日本の中国政府承認の切り替え、の三点を中心に時期を区切って検討することにしよう。

Ⅲ—1 日本の敗戦（1945）

1945年の夏、連合国の発したポツダム宣言を日本が受諾して降伏し、同宣言に盛り込まれたカイロ宣言に従って、日本が台湾や澎湖諸島を中華民国に返還することに同意したことは、先に見たとおりである。台湾には当時、軍民合わせて相当数の日本人が居たが、まず軍関係者ついで民間人が日本へ引き揚げた。日本の敗戦後、大陸から台湾に入ってきた国民党軍を中核とする外省人と内省人との関係についても、すでに触れた。ただし日本の敗戦当時、台湾および澎湖諸島の住民は日本国籍を持っていたわけであって、事実上中華民国の支配下に入ったかれらを平和条約

の発効までいかに扱うか、またこの地域に所在する日本と日本人の財産をいかに処理するか、は残された問題であった。

Ⅲ―2 対日平和条約(1951)と日華平和条約(1952)

1951年9月8日サン・フランシスコで署名された対日平和条約は、翌52年4月28日に発効した。しかし、同会議の二主催国のうち、英国が中華人民共和国政府を承認していたにもかかわらず、米国が中華民国政府を承認し続けていたため結局、中国の代表は同会議に招請されなかった。そこで中国については、同条約26条の規定に基づき、同条約と実質的におなじ条件で別個の平和条約を締結することとなり、対日平和条約の発効日に、台北で日華平和条約が署名された。日華平和条約は同年8月5日に発効した。

日華平和条約は、両国間の戦争状態の終了、台湾・澎湖諸島に対する日本の権利放棄、を規定したほか、付属議定書は、対日平和条約14条(a)1に基づく現物賠償請求の権利を中華民国が放棄することを定めた。また、台湾・澎湖諸島に所在する日本と日本人の財産および請求権であって中華民国と地域住民に対するもの、逆に、日本に所在する中華民国と当該地域住民の財産および請求権であって日本と日本人に対するもの、の処理については、両国間の特別取極に委ねることとした。さらに、日華平和条約にいう「中華民国の国民」には、“台湾・澎湖諸島の現在および過去の住民とその子孫で、中華民国の法令により中国の国籍を有する者”が含まれる、と規定したのである。

Ⅲ―3 日本の中国政府承認切り替え(1972)とその後の日台関係

日華平和条約が締結された1952年以降、少なくとも国際連合における中国代表権が切り替えられた1971年までの期間、日本は国際関係において中国を代表すべき政府は中華民国政府である、との建前を貫いてきた。しかし、国連代表権の切り替えに見られるとおり、国際社会の大勢は中華人民共和国政府こそ国際社会において中国を代表すべき政府であることを認める方向へ動いており、日本もついに方針を転換した。すなわち、1972年9月29日の日中共同声明によって、日本政府は「中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する」とともに、「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」という北京政府の「立場を十分理解し、尊重」することを明言したのである。

実は北京政府は、日本政府が北京政府の上記の立場を「承認する」ことを求めている。これに対して日本政府は、「十分理解し、尊重」するという文言に続けて、日本は「ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」との文言を加えた。ポツダム宣言第八項は「カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本の主権は、本州、北海道、九州及四国並に「連合国」の決定する諸小島に局限せらるべし」と述べている。つまり日本としては、ポツダム宣言に盛り込まれたカイロ宣言の規定どおり、「台湾・澎湖諸島は、1945年において日本が中国を代表すると見なしていた中華民国へ返還する」との立場を貫いたわけであって、その後の情勢の変化により、「台湾・澎湖諸島が現在、中華民国を名乗る政権の支配下にあり、かつ北京政府の支配下に置かれたことがない」「事実を認識せざるをえない旨を明らかにしたのである。

また北京政府は、「1952年の日華平和条約が違法・無効であり、日本は中華人民共和国との戦争状態が終了する」ことを共同声明で日本政府が認めるように要求していた。しかし日本政府は、「日華平和条約は1952年に有効に締結されたものであり、当時において中国を代表すると見なしていた中華民国政府とのあいだで「戦争状態の終

了」を認めた以上、現在において中国を代表する中華人民共和国政府とのあいだで、ふたたび戦争状態の終了を認める必要はない。“との立場を維持したのである。そのため、共同宣言では「日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する」と規定されることになった。そのうえで、日本は外務大臣の談話として、共同声明の結果 “日華平和条約は存続の意義を失い、終了した。旨を明らかにしたのである。

もっとも、共同声明とそれを踏まえて 1978 年に締結された日中平和友好条約にもかかわらず、台湾と日本との関係が完全に途絶したわけではない。政府承認の切り替え後も、両者間の非公式・私的な諸関係は継続している。台湾と日本との船舶・航空機の往来、私的な交易、それらに伴う人の交流や相互訪問などは、民間協定の形態でそれまでと変わりなく続いている。また、台北には交流協会、東京には経済文化代表処が置かれ、それぞれ日本、中華人民共和国の関係者が派遣され、業務にたずさわっている。これは、日本以外の諸国のうち、日本と同様に「台湾が中華人民共和国の一部である」ことを “承認” しなかった国家も採択している方式であり、欧米のほとんどの国家がこれに属する。ただし、これらの諸国と中華民国とのあいだには、国家对国家の公式な関係は存在していない。

IV 台湾の課題

最後に、将来へ向けた台湾の課題を、大陸との関係、人権、自決、の三つの視点から検討しておこう。

IV-1 大陸との関係

台湾にとってもっとも基本的な課題は、大陸中国との関係をどのように処理するか、であろう。北京政府は、Ⅱ—4で見たとおり、「台湾、澎湖諸島は中国の不可分の一部である」との立場をとり続けてきている。これに対して、日本を含む多数の国家（とくに欧米諸国）は、その立場を理解するが、その地域がこれまで中華人民共和国の支配下に入ったことはなく、現に入っていない、との認識を明らかにしている。しかも、中国の政府承認を台北政府から北京政府に切り替えて以後も、民間協定の形態で以前と同様の関係を台湾とのあいだで維持し続けている。ただし、これら諸国と中華民国または台湾とのあいだには公式の関係は存在しない。

こうした状態は、台湾の人びとにとって、納得しがたいものであるかも知れない。民進党が提唱するように、中国からの分離・独立を宣言しないかぎり、このすっきりしない関係は解消しないのかも知れない。いうまでもなく、それは台湾の人びと自身が決めるべき課題である。ただし北京政府は、分離・独立を阻止するためには、あえて武力の行使も辞さない、といい続けており、仮にそのような事態になれば、日本や欧米諸国とりわけ米国が、武力でもって台湾の動きを支持することは期待できるだろうか。また、そうすることが台湾や中国大陆の人びとにとって、幸せであると断言できるだろうか。

これらの諸国はいずれも、台中関係の平和的解決を望む、と声明している。あのコソヴォで見られたように、旧ユーゴやセルビアの集団殺害的な武力弾圧に対しては、国際連合が非難し介入して暫定統治を続け、結局コソヴォの分離・独立を認めた例がある。コソヴォと同じくダルフルの場合も、中央政府の事態放置に対して国際連合は人道的見地から介入した。東チモールも同様であった。仮に、北京政府がいうように、台湾・澎湖諸島が中国の一部だとしても、中央政府が武力に訴えて地域の人びとの人権を侵害するならば、それは国際社会に非難され、国際的介入の契機となることが予測されよう。

こうした政治的・軍事的関係と並んで、最近では経済的關係も大きな課題となっている。台湾の経済発展には目覚ましいものがあるが、大陸中国の経済成長も著しい。そして北京政府は台湾から大陸への投資を奨励し、台湾の企業のなかにこの機会を利用する者が少なくない様子である。台湾の市場の広さに限りがある以上、その動きはむしろ自然だともいえよう。これは、見方によっては、大陸による台湾経済の取り込みでもある。しかし、ここでも、最終的に投資すべきか否かを決めるのは、台湾の人びとであることを忘れるべきではない。

Ⅳ—2 人権

数年前まだ私が規約人権委員会の委員であったころ、台湾の友人から頼まれて、他の委員たちを紹介したことがある。友人の目的は、委員たちに「台湾が自由権規約に加入できるか、できるとすれば具体的方策は何か」を尋ねることであった。答えは一樣に、「それは法的問題ではなく、政治的問題である」であった。同規約48条は、「国連またはいずれかの専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの規約の当事国となるよう国際連合総会が招請する他の国」が加入できる、と定めている。つまり、加入資格は「国家」に限られているわけであって、台湾にその資格があるか否かは、難しい問題であり、その解決は国際政治の問題なのである。

もっとも、中国自身は自由権規約に加入していない。非加入の理由は明らかではないが、おそらく一党独裁の政治体制と無縁ではなからう。それゆえに、かつての英国領から中国に返還された香港については、返還協定に基づいて、「特別行政区」として同規約の適用を認めており、ポルトガル領であったマカオについても、同じく適用を認めている。この二例に見るかぎり、ふたたび仮に台湾・澎湖諸島が中国の領土の一部であるとしても、中国が台湾地域への

自由権規約の適用を認める可能性はゼロではない、と思われる。

しかしながら、形のうえで自由権規約に加入することよりも、規約の規定に見合う人権が現実に台湾で実施・適用されている事実がより重要である。さきに触れたように、一党独裁に伴う政治的権利の制約が北京政府の規約加入を妨げているのであれば、台湾にはそうした制約は存在しない。私見によれば、独裁制と民主制の根本的な違いは、つぎの点にある。民主制の場合、国民は政府の政策を変えさせることができるし、もし政府が政策を変えなければ政府そのものを変えることができる、しかもこれらの変更を平和的な手段で実現できる。だが独裁制では、政府の政策を変えさせることはきわめて困難であるし、政府そのものを変えることは平和的な手段では不可能に近く、暴力的な手段によらざるをえない。だとすれば、台湾の人びとは大陸本土にはない政治的自由を保障されているわけであり、より大きな人権を享有しているわけである。それは、台湾が大陸に対して誇るべき資産であり、大陸の人びとの模範となるべき民主主義のモデルである。しかも、台湾で民主主義が有効に機能していることは、この前の総統選挙で民進党の謝候補と国民党の馬候補が台湾の人びとにそれぞれの政策を示し、人びとの自由な選択によって馬氏が総統に選ばれた事実が如実に証明している。

したがって、人権に関するかぎり、台湾は中国本土よりもはるかに国際人権規約に即した行動をとっているのである。

IV-3 自決

かつて自決権は、たとえばアジア・アフリカの植民地が西欧の本国から分離・独立する権利（集団的人権）を意味

した。これは自決権の対外的(外的)行使と呼ばれる。しかし最近では、自決権の対内的(内的)行使がよりしばしば話題となる。ここに自決権の内的行使とは、既存国家の一部がそれから分離・独立することではなく、その内部に留まりながら、当該一部に特有かつ独自の政治的・経済的・社会的選択をすることを意味する。たとえば、カナダはケベック州の分離・独立が長らく問題であり続けてきたが、今日ではむしろ州としての独自性が強調されるようになってきている。カナダに住む種々のイヌイット(エスキモー)のグループもまた、カナダからの政治的な分離・独立よりも、カナダ国家の枠内で自分たち独自の文化、経済、社会生活の様式を模索し実現する方向を打ち出している。同様に、北欧に住むサミ(ラップ)族も、既存国家からの分離・独立を求めることなく、その枠組みのなかで独自の伝統を保持・発展させる方策を選び、自分たちに影響する決定に自分たちの意思を反映させることを求めるようになってきている。こうした自決権の新しい在り方は、おそらく台湾の課題を考える際に、大いに参考となるであろう。

V おわりに

以上、主として人権の視点から、台湾の将来の課題を検討してきた。歴史を顧みれば、台湾の多数を占める人びとがここ数世紀のあいだに、自分たちのことを自分たちの意思で決めたあるいは決められた事実とは、はつきりとは確認できない。その意味で、21世紀は新しい実験の好機でもある。本省人、外省人といった区別も、年月の経過とともに、後者の比率が大幅に減少すると同時に、若い世代では融合も大きく進展して、住民の一体性がかなり高くなっているように思われる。もちろん、高山族と呼ばれる先住民の問題は無視されるべきではない。しかし、一方で住民の多様性を認めつつ、他方で「台湾住民としてのアイデンティティー」を模索すべき時期が来ているのではなからうか。そ

うした状況を踏まえつつ、自分たちは何を求めているのかにつき議論を尽くし、可能なかぎり永続性のあるしかも平和的な選択肢を見つけ出す努力を重ねること——それこそが台湾の人びとにとって、今もっとも重要な課題ではないだろうか。